

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

背景

平成 28 年 5 月 23 日から 6 月 1 日にかけてチリ・サンティアゴにて開催された第 39 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画及び南極史跡記念物の改正が行われた。

これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

概要

1. 南極史跡記念物の改定（施行規則第 8 条関係）

1 つの南極史跡記念物の名称及び位置を改定する。

2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

以下（1）～（3）の南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加又は一部変更する。

（1）第 20 南極特別保護地区

- ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ

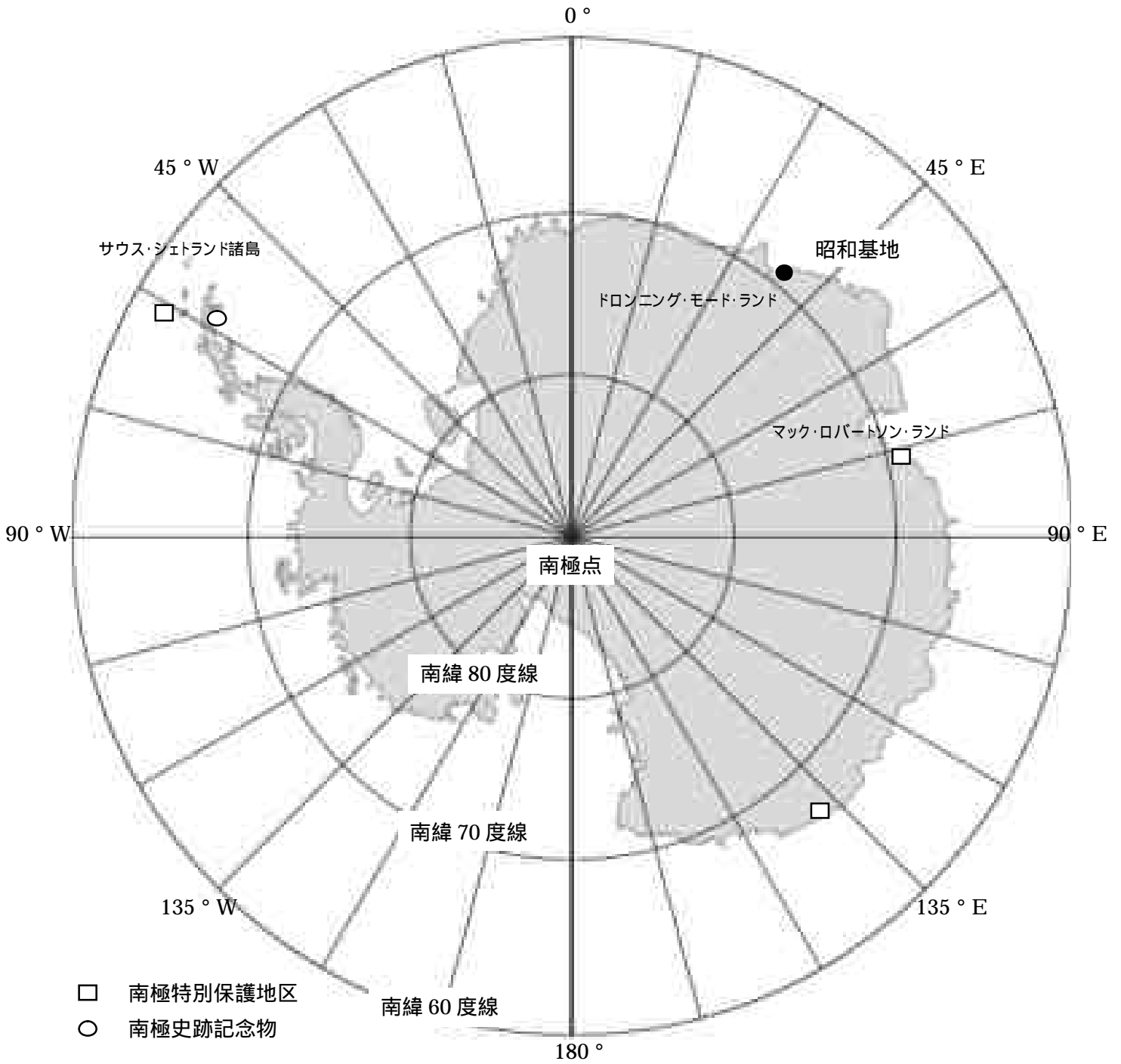
（2）第 49 南極特別保護地区

- ・回転翼航空機の着陸地点を変更

（3）第 67 南極特別保護地区

- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定日を明記
- ・南極哺乳類及び南極鳥類に近づくことができる距離及び距離制限を設ける対象の変更

各南極特別保護地区、南極史跡記念物位置図



各番号に対応する特別保護地区、史跡記念物は次ページに記載。

南極特別保護地区

第 20 南極特別保護地区(ポイント・ジオロジー群島)

第 49 南極特別保護地区(サウス・シェトランド諸島のリヴィングストン島のシレフ岬)

第 67 南極特別保護地区(プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海岸のホーカー島)

南極史跡記念物

第 60 南極史跡記念物(千九百三年にアルゼンチンのコルベット艦「ウルグアイ」号がスウェーデン南極探検隊を救助した記念としてジェームズ・ロス諸島のシーモー島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた銘板と石塚)